

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」概要資料

<乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）について>

令和6年6月の「子ども・子育て支援法」の一部改正および、児童福祉法の一部が改正され、乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）が新設され、令和7年度に制度化、令和8年度より全自治体において新たな給付制度として実施されることとなります。

ニセコ町においても令和8年度からの実施にむけて準備を進めてまいります。

<制度の概要・目的>

乳児等通園支援事業は、保育所に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが、就労用件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で、保育所や幼稚園等を利用することができる制度。

普段、保育園等に通っていない未就園の子どもに集団生活の機会を提供することで、同年代の子ども同士でふれあうなど、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて子どものすこやかな成長を支えます。保護者にとっても、社会とのつながりを持ち、専門的な知識や技術を持つ保育士等に子育ての悩みや不安を相談し、さまざまな支援を得る機会を提供するものです。

※本町でも実施しておりますが、“一時預かり”が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいてだけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが、制度上の主な目的です。

国のルールに従い、以下の条例を制定または改正します。

<今後、制定又は改正が必要な条例>

①「ニセコ町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準条例」（新規※今回12月議会提案）

【概要】

民間施設等が本事業を実施するにあたり、人員配置や面積など施設・事業に必要な基準を条例で定め、それに基づき市町村が“認可”をすることとなっていることから、内閣府令「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、設備や職員の基準などのほかに安全計画の策定、自動車送迎の際の所在確認、差別・虐待の禁止、食事提供の際の条件、秘密の保持などについて、すべて国が示す府令と同等の基準に定めております。（いわゆる認可基準を定める条例）

【主な内容】

- ・最低基準の目的、向上
- ・乳児等通園支援事業者の一般原則
- ・非常災害、安全計画の策定等
- ・自動車を運行する場合の所在の確認
- ・乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件、知識及び技能の向上等
- ・他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準
- ・利用乳幼児を平等に取り扱う原則と虐待等の禁止
- ・衛生管理等、食事の提供
- ・事業所内部の規程（事業の目的及び運営の方針、提供内容、職員の職種、員数及び職務の内容、提供を行う日及び時間並びに行わない日、保護者から受領する費用等、利用定員、利用に当たっての留意事項等、緊急時等における対応方法、非常災害対策、虐待の防止、その他重要事項）
- ・事業所に備える帳簿
- ・秘密保持等
- ・苦情への対応
- ・乳児等通園支援事業の区分（一般型及び余裕活用型）
- ・設備・職員配置の基準
- ・乳児等通園支援の内容
- ・保護者との連絡・電磁的記録
- ・準備行為（附則）

②「ニセコ町特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準を定める条例」（新規※3月迄に提案）

【概要】

民間施設等が本事業を実施するにあたり、上記“認可”を受けた施設が、給付（財政支援）の対象となるため利用定員など運営等の基準を定め、それに基づき市町村が“確認”をすることとなっている。内閣府令「特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準（11月4日時点未公布）」に基づき、すべて国が示す府令と同等の基準に定める予定であるが、府令の交付が遅れていることから、経過措置で条例制定前でも国の府令をもって対応することが可能となる見込みとなっており、3月までの間に条例制定する見込みです。

※“特定…”とは財政支援を受けるために市町村から“確認”を受けた施設のこと

③「ニセコ町幼児センターの設置及び管理に関する条例」を改正する条例（改正※3月迄に提案）

【概要】

既存の本条例中「保育料等」の規定に、一時保育などと同様に「（仮称）乳児等通園支援保育料」を追加規定予定

<本町での実施要領（素案）>

その他、関連規則や実施要綱・要領については現在内部で準備・協議中ですが、本町での実施内容については以下のようなイメージなる見込みです。

（以下は現時点での検討中の案のため、変更になる可能性があります）

【実施方法】

制度上、余裕活用型（空き定員活用）か一般型（専用室、独立施設）とあるうち、一般形

【対象者】

利用日時点で生後6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）の子どもで保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育所、企業主導型保育施設に通っていない子ども。

※一時保育を利用している子どもも利用可能

【利用できる時間数】

月10時間（国の基準どおり）

【実施場所】

ニセコ町幼児センター内の子育て支援センター「おひさま」内

【利用定員】

0，1，2歳それぞれ1日1名程度

【実施体制】

支援センター職員による（1名は専任とする必要あり）

【利用時間】

9：00～12：00（3h）の間で利用

【利用料金（保育料）】

300円/h

（国の事務連絡、ガイドラインでは原則1時間300円程度とされている）

【広域利用】

広域利用可能（ニセコ町民限定とは出来ない）

※観光客の託児利用などを防ぐため、町民優先予約枠の設定が可能

【こども誰でも通園制度総合支援システムの活用】

利用予約や集計などは、国が作成したシステムによる運用となる

【財源】

こども一人当たりの設定単価に対し 国3/4、道1/8、市町村1/8

※特に初期投資は必要ないが、職員（会計年度も可）の増員対応見込み